装置・システム取引共通契約書

（産業用検査・計測・搬送・ロボット・制御装置等に共通して適用）

株式会社スカイロジック（以下「甲」という。）と、甲から装置・システムを購入又は製作委託する事業者（以下「乙」という。）は、次のとおり合意する。

第 1 条　目的・適用範囲

1　本契約は、甲が乙に供給する産業用機械、検査・計測・画像処理装置、搬送・ロボット設備、制御装置、PC、組込ソフトウェア及び関連役務（以下「本装置」という。）の売買・製作・据付・使用等に適用する。

2　構成、仕様、検査対象、納期、価格、作業範囲、検収及び支払条件は、見積書、仕様書、注文書、注文請書等の合意記録（以下「個別契約」という。）による。

3　本契約と個別契約が異なる場合、明示的に合意した個別契約を優先する。第三者ソフトウェアの条件は第 10 条による。

第 2 条　個別契約の成立・変更

1　乙の注文を甲が注文請書等で承諾したとき個別契約が成立する。見積書の提出のみでは成立しない。

2　仕様・品種・検査項目・部品・設置環境等の変更は、価格・納期・条件への影響を協議し、双方合意のうえ行う。

3　受注後に対象品・データを評価する場合、検査可能範囲、対応品種及び検収基準を評価結果に基づき双方合意で確定する。追加対策の仕様・費用・納期も別途合意する。

第 3 条　乙の協力・支給品

1　乙は、試験品、良・不良サンプル、図面、判定基準、設置環境情報、必要な電源・空圧及び立会要員等を、合意期限までに提供する。

2　支給品・情報の遅延、不足又は変更が製作等に影響するときは、仕様・納期・費用を協議する。

3　乙は支給品・情報の使用権限を有するものとし、甲は装置の設計・製作・評価・保守に必要な範囲で利用する。

第 4 条　納入・設置・危険負担・所有権

1　納入先、運送、据付、試運転、現地調整及び教育の範囲は個別契約による。追加工事や建屋・電源工事等は別途協議する。

2　滅失・毀損の危険は、甲の責による場合を除き、引渡し時に乙へ移転する。据付・検収を伴う場合は引渡し時点を個別契約で定める。

3　機械本体・ハードウェアの所有権は代金全額支払後に乙へ移転する。第三者所有物・貸与品は除き、ソフトウェアは第 10 条による。

第 5 条　検収

1　検収は個別契約の機能、条件、サンプル及び方法に従う。検出率、測定精度、生産能力等の数値性能は、個別契約で明記した場合に限り検収基準とする。

2　乙は、甲の検収準備完了通知後、個別契約に定める期間内に検収を実施し、結果及び不適合事項を具体的に通知する。期間の定めがない場合、乙は通知後 14 営業日以内に検収を実施し、その結果を甲に通知する。

3　不適合があれば甲が合意仕様との相違を確認し、合理的な期間内に修補・調整し、必要に応じ再検収する。完了は書面等で確認する。

4　検収後の追加学習、品種・欠陥・設定の追加変更等は、初期仕様に含むものを除き別途協議する。

第 6 条　使用条件・運用上の責任分担

1　乙は説明書、操作教育、安全上の注意及び合意した使用条件に従い本装置を使用・管理する。

2　乙は運用開始時及び品種・工程・設定変更時に実製品で動作・判定を確認し、点検・保守・設定管理を行う。

3　AI・画像処理・センサーの判定性能は製品状態、設置・撮像条件、学習データ等に左右される。対象範囲・確認方法は個別契約による。

4　最終的な製品品質管理・出荷判定体制は乙が整備し、甲は合意した装置機能・性能に責任を負う。

第 7 条　安全及び法令対応

1　安全機能、非常停止、安全柵、法令・規格への適合範囲及び責任分担は個別契約による。

2　甲は設計・製作範囲の合意した安全対策を、乙は設置環境、他設備との連携及び運用に関する安全対策を行う。

3　追加安全対策、行政審査、第三者認証等の費用・納期は協議する。法令上免れない責任は除外しない。

第 8 条　保証期間・不具合対応

1　無償保証期間は、個別契約に別段の定めがなければ検収完了日から 1 年間とする。

2　通常使用時に生じた甲の設計・製作・組立・ソフト実装に起因する不具合は、甲が合理的な方法で修理・調整・交換する。

3　消耗品の摩耗、誤操作、乙・第三者の改造・設定変更、指定外環境、天災・外部電源等による不具合及び初期範囲外の追加学習・改善は原則有償とし、原因は事実に基づき協議する。

制定日：2026 年 1 月 20 日

4　応答時間、訪問、代替機、輸送・出張費及び保証後の保守は個別契約又は保守契約による。
5　法令上排除できない契約不適合責任等の権利は、本条によって排除しない。

第 9 条　損害賠償

1　甲乙いずれかの責により相手方に損害が生じたときは、通常かつ直接の損害について法令と本契約に従い賠償する。
2　甲の損害賠償額の累計上限は、原因となった個別契約の税別金額とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は除く。
3　甲は逸失利益、営業機会喪失、事業中断等の特別損害につき、故意又は重大な過失の場合を除き責任を負わない。該当性は法令と事実関係による。
4　製品回収、再検査、再加工、廃棄等の費用は原因・帰責性・損害の性質に照らし本条で判断し、特別な配分は個別契約による。

第 10 条　ソフトウェア・知的財産権

1　ソフトウェア、プログラム、アルゴリズム、設計資料、図面、ノウハウ等の知的財産権は、明示的に譲渡した場合を除き甲又は正当な権利者に帰属する。装置所有権の移転はこれらの譲渡を意味しない。
2　甲は乙に対し、個別契約で定めた装置・PC・拠点・利用者数の範囲で非独占的使用権を許諾する。複製・移設・バックアップ等は個別契約又は製品別許諾条件による。
3　乙は法令で認められる場合を除き、甲の書面承諾なくソフトウェアの再配布・再許諾・解析目的のリバースエンジニアリング又はソースコードの第三者提供を行わない。
4　ソースコード、開発環境、内部設計資料等の引渡しは個別契約で明記した場合に限る。
5　第三者製ソフトウェア、OS、オープンソースには各権利者のライセンス条件が適用される。

第 11 条　データ・秘密情報

1　乙の製品画像、学習データ、図面、検査データ等の権利は乙又は正当な権利者に留保し、甲は製作・評価・保守等に必要な範囲で利用する。
2　甲乙は取引上知った相手方の秘密情報を、承諾なく第三者へ開示又は目的外使用しない。公知、既保有、正当取得、独自開発の情報は除く。
3　秘密保持期間、データの二次利用、保存・削除等の詳細は、個別契約又は秘密保持契約による。

第 12 条　対価・支払

1　代金、税、支払時期・方法及び振込手数料の負担は個別契約による。
2　乙が正当な理由なく支払を遅延した場合、甲は法令に従い、期間を定めて履行を求めることができる。

第 13 条　契約の解除・中止

1　重大な契約違反が相当期間の催告後も是正されないとき、相手方は個別契約を解除できる。法令上催告不要の場合は除く。
2　乙の都合により製作途中で個別契約を中止・解除する場合、乙は、着手済みの設計・製作費、発注済み部材費及び合理的な中止費用を負担するものとし、その金額は甲乙協議のうえ精算する。
3　解除時の既納品、成果物、支給品及びライセンスは個別契約・法令に従い協議する。

第 14 条　不可抗力

天災、戦争、法令変更、感染症、輸送障害、部材不足等、合理的な管理を超える事由で履行が困難なときは、速やかに通知し、影響軽減と納期・費用を協議する。

第 15 条　協議・準拠法・管轄

1　本契約・個別契約にない事項や疑義は、甲乙誠意をもって協議する。
2　日本法を準拠法とし、紛争は法令に反しない範囲で静岡地方裁判所浜松支部又は浜松簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 16 条　本契約の適用・改定

1　本契約は、甲が乙に見積書等への記載又はウェブサイトでの掲載等により事前に提示し、乙が本契約の適用を明記した見積書等に基づき発注し、甲がこれを承諾した個別契約に適用する。
2　本契約の変更は、甲乙の書面または電磁的記録による合意によって行う。